

F I A正会員各位

平成22年（2010年）12月13日

社団法人 日本フィットネス産業協会  
会 長 藤原 達治郎

## フィットネスクラブにおける音楽著作物の使用料支払いに関する重要なお知らせ

いつもF I Aをご支援いただき有難うございます。

かねてからF I Aニュース等を通じてお知らせして参りました通り、F I Aでは足掛け3年にわたり、(社)日本音楽著作権協会（J A S R A C）との間で、フィットネスクラブにおける音楽を使用した指導・レッスンに対する音楽使用料の支払いと料金基準の設定について折衝をして参りました。

今般、J A S R A Cとの間で、使用料規程（料金表）並びに両団体間での協定書について概ね合意を見るに至りました。

これにより、フィットネスクラブでの運動指導に掛る音楽の使用に際し、音楽著作物の使用料の支払いが発生することとなります。

使用料規程はJ A S R A Cにより文化庁へ届け出られた後公表され、全国すべてのフィットネスクラブに対して「利用許諾契約締結」及び使用料支払いの手続きが始まります。

F I A加盟のクラブの料金の発生は平成23年4月からとなります。

使用料規程は、クラブにおける音楽使用面積（音楽を使用した運動指導を行う場所の面積の合計）と標準会員種の月会費額の縦軸・横軸から表によって「1クラブ当たりの月額」を求める形になっており、スタジオ2つとプールでのアクアビクスを行っている代表的なクラブで月額1万円台半ばから2万円前後の金額になります。

ただし、F I AとJ A S R A Cとの間で別途締結する協定により、F I A会員の場合、使用料規程所定の料金から20%の割引が適用されます。

また、年一括の前納払いを行いますと、上記にプラスして10%減額されます。

この音楽使用料の支払いは、義務であり、F I Aへの加盟・非加盟を問わず、全てのフィットネスクラブが音楽使用料を支払わなければなりません。

F I A会員・非会員のいずれに対しても、同時に使用料の徴収が開始されますが、F I A会員のJ A S R A Cへの使用申請等については、F I Aがとりまとめを行います。

非会員は、J A S R A Cと直接やり取りすることになります。また、割引はありません。

使用料の徴収に関する J A S R A C からのお知らせが、平成 2 3 年 1 月頃に皆様の元に届きます。F I A 会員各位におかれましては、この段ご理解とご了承を頂き、事務手続きの潤滑な進行にご協力下さいますようお願い申し上げます。

また、使用料規程から推算できる月間（年間）負担額を、来年度予算計画に反映して頂くよう、併せてお願い申し上げます。

以 上

別添で、「使用料規程（料金表）」をお届けしています。

使用料規程は今月又は来月中に、J A S R A C ホームページで公開されます。